

広島県告示第四百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定によって、広島県広島ヘリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

令和三年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名 称	住 所	
株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役 池上 正春	東京都中央区勝どき一丁目一三番一号	令和三年四月一日 (令和三年四月一日～ 令和四年三月三十一日)
大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕之	東京都中央区京橋三丁目一三番一号	